

介護保険制度について

介護保険制度は、介護を必要とする状態となっても、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、高齢者を社会全体で支える仕組みです。

また、できるだけ従来の生活が続けられるように、介護予防を通じて支援する仕組みでもあります。

■問合せ 介護保険課 ☎20-3022



介護保険を利用するには？

介護認定の手続きが必要です

①介護認定の申請（代理申請可）

▶申請場所 介護保険課（1階）、田沼・葛生行政センター

▶申請に必要なもの（65歳以上の方）介護保険被保険者証

（40歳以上65歳未満の方）医療保険者が発行した「資格情報のお知らせ」、資格確認書、資格情報をダウンロードした画面の提示や印刷物、医療保険被保険者証など医療保険資格の情報が分かるもの

※身体の状態や希望するサービスによっては、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となります。

※65歳未満の方は対象となる疾病が限られていますので、医師に相談の上、申請してください。

②要介護・要支援の認定

申請受付後、調査員による訪問調査を行い、主治医が作成する意見書と併せて介護認定審査会で判定を行います。

③認定結果の通知

認定結果通知書と介護保険被保険者証をお送りします。

認定は **要支援1・2** **要介護1～5** **非該当** に区分され、認定区分に応じて、利用できるサービスが異なりますので、ご確認ください。

サービスの利用

介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できますが、1カ月の支給限度額は要介護度ごとに異なり、限度額を超えてサービスを利用した分は、**全額自己負担**となります。

自宅で介護サービスを利用したい場合は、**要介護1～5**の方はケアマネジャーに、**要支援1・2**の方は担当地区の地域包括支援センターにご相談ください。

※施設入所を希望の方は、施設へ直接お問い合わせください。

介護保険料をきちんと納めましょう

介護保険料は年金天引き（特別徴収）が原則ですが、新たに65歳になった方や年金支給額（年額）が18万円未満の方、あるいは天引きが一時期止まってしまった場合などは、納付書による納付（普通徴収）となります。

ご自宅に納入通知書が届きましたら、忘れずに納付しましょう。

※特別な事情がなく保険料を滞納していると、未納期間に応じて、サービス利用時に給付の制限がかかる場合があります。納付が困難な方は、お早めにご相談ください。

※正しい介護保険料の算定をするために所得の申告が必要です。収入がない方や課税対象とならない遺族年金・障害年金だけの方も、所得の申告が必要です。

地域で介護予防の担い手になりませんか？

■問合せ いきいき高齢課 ☎20-3021

介護予防活動の仲間・団体を募集しています。

「地域の皆で楽しく集まれる場所が欲しい…」

「何か社会の役に立つことがしたい…」

「近所に一人での高齢者が心配…」

そんな思いをお持ちの方、佐野市の介護予防活動を始めてみませんか？

地域でできる活動をご紹介します。



高齢者ふれあいサロン ▶



町会の公民館などに「お茶のみ場」のような気軽な集いの場を開いて活動しています。シニアクラブなど、高齢者による地域の団体などが運営しており、交流会のほか、教養、趣味、スポーツ活動など、さまざまな活動をしています。



ハツラツ元気体操 ▶



椅子に座ったまま、手足に「重り」をつけて行う、気軽にできる筋力アップ体操です。10人以上集まることで、グループを立ち上げられます。難しい動きはありません。無理なく続けることができます。

体操の指導方法は、市や地域包括支援センターがしっかりサポートします。



住民主体の訪問型サービス・活動B

掃除、買い物代行、ごみ出し、通院の付き添いなど、「1人ではちょっと大変…」という高齢者の日常の困りごとを地域住民の皆さんが主体となつて行う活動です。市内で3つの地区が活動しており、活動の進め方は市や生活支援コーディネーター(佐野市社会福祉協議会)と一緒に考えます。



住民主体の通所型サービス・活動B

町会の公民館などを利用して、高齢者の介護予防のための活動を地域の住民の皆さんが主体となり行っています。市内で16の町会などの団体が活動しており、ハツラツ元気体操、レクリエーション、スポーツ活動など活動内容は自由に決めることができます。



その他、いきいき高齢課で実施している事業について詳しくは市のホームページをご覧ください。▶